

津波防災地域づくりを進めるための論点整理（案） 1

補足資料

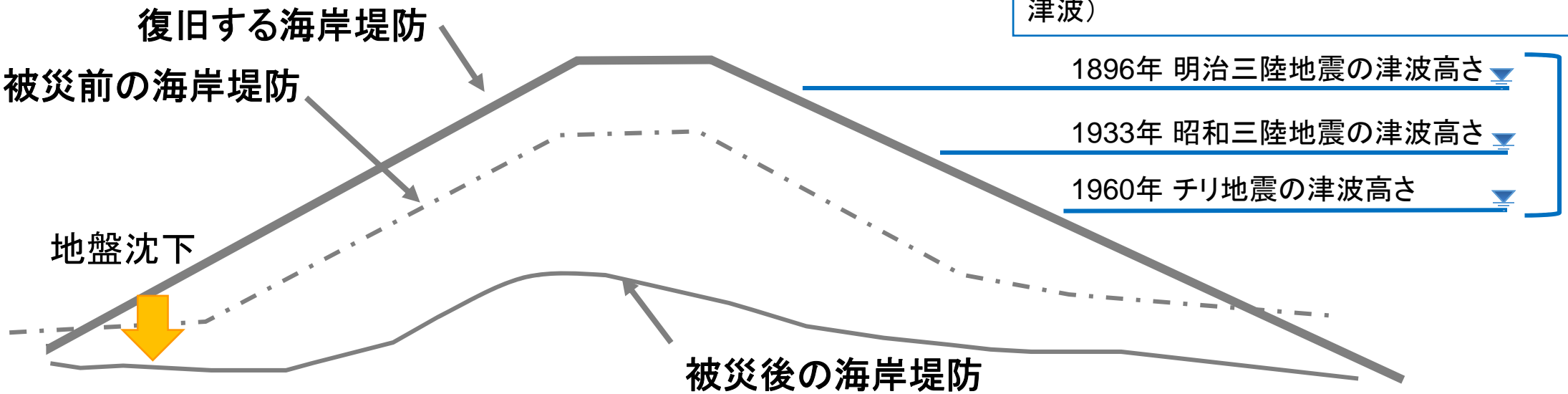
東日本大震災を踏まえた防潮堤（海岸堤防）計画の基本的な考え方

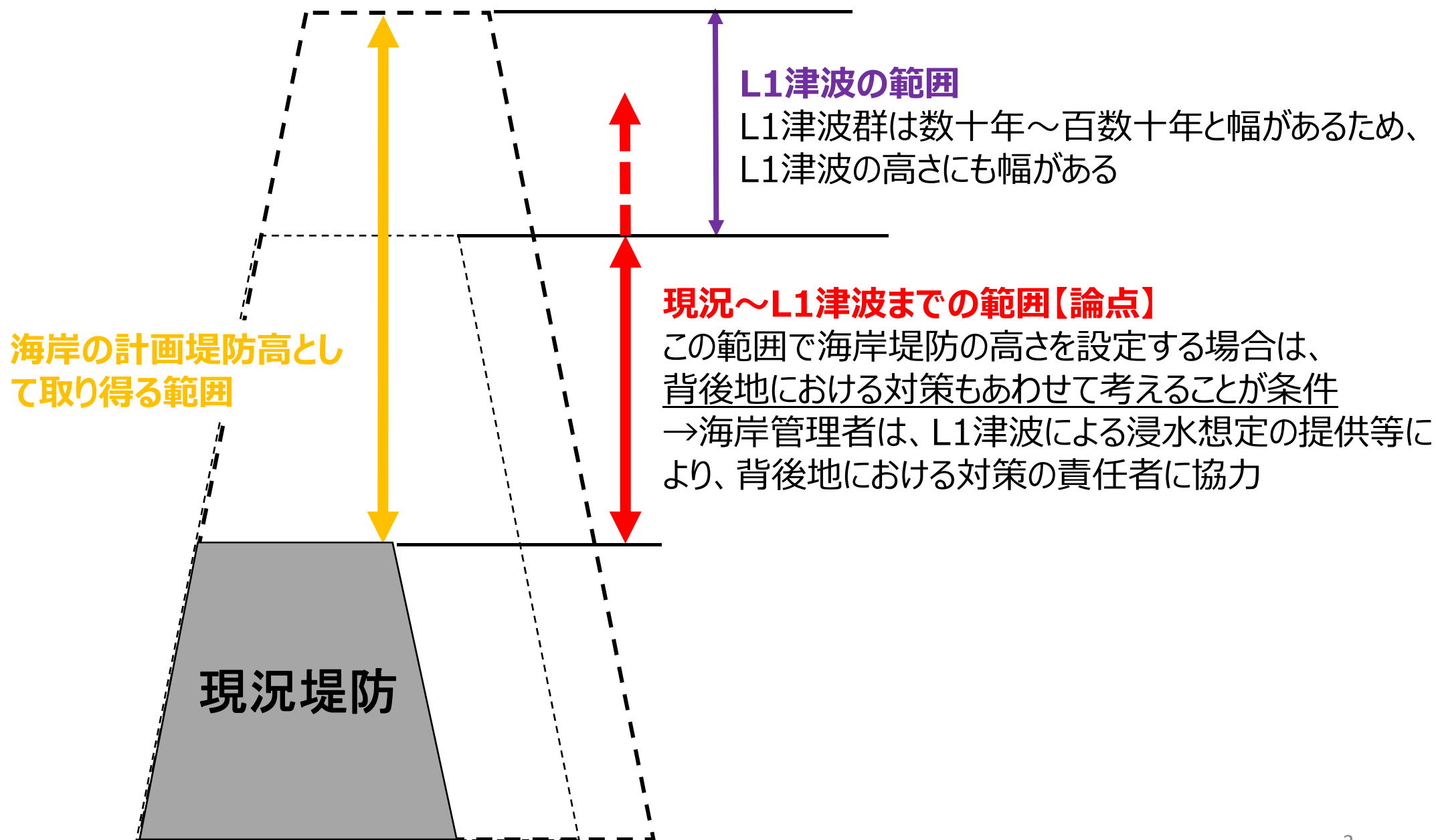
- 被災地は、近い将来に襲来するかもしれない津波や高潮・高波に対して極めて脆弱な状況となっており、被災した海岸堤防の復旧等を速やかに行うことが必要。
- 海岸堤防については、東日本大震災のような最大クラスの津波（L2津波）ではなく、このような比較的発生頻度の高い津波（L1津波）を対象として設計。

＜最大クラスの津波(L2)＞
 ・住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で設定する津波

2011年 東北地方太平洋沖地震の津波高さ

＜比較的頻度の高い津波(L1)＞
 ・海岸堤防の建設を行う上で想定する津波（数十年～百数十年の頻度で発生している津波）

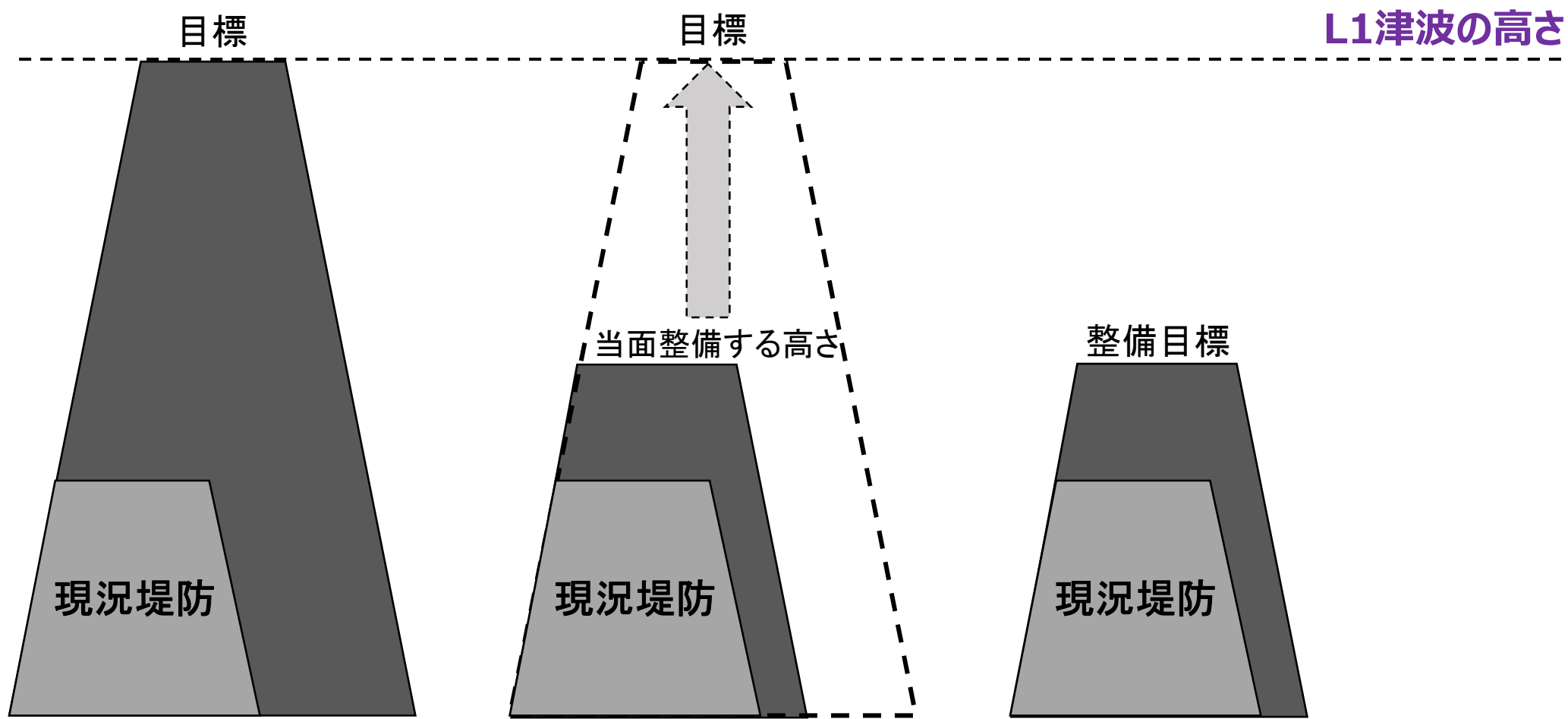




L1津波の高さで計画

L1津波の高さで計画し、
暫定形で整備

L1津波よりも低い高さを
整備目標として計画



※ 南海トラフ巨大地震により被害が想定される沿岸地域

■ 住まいの防護と観光利用の調整が課題

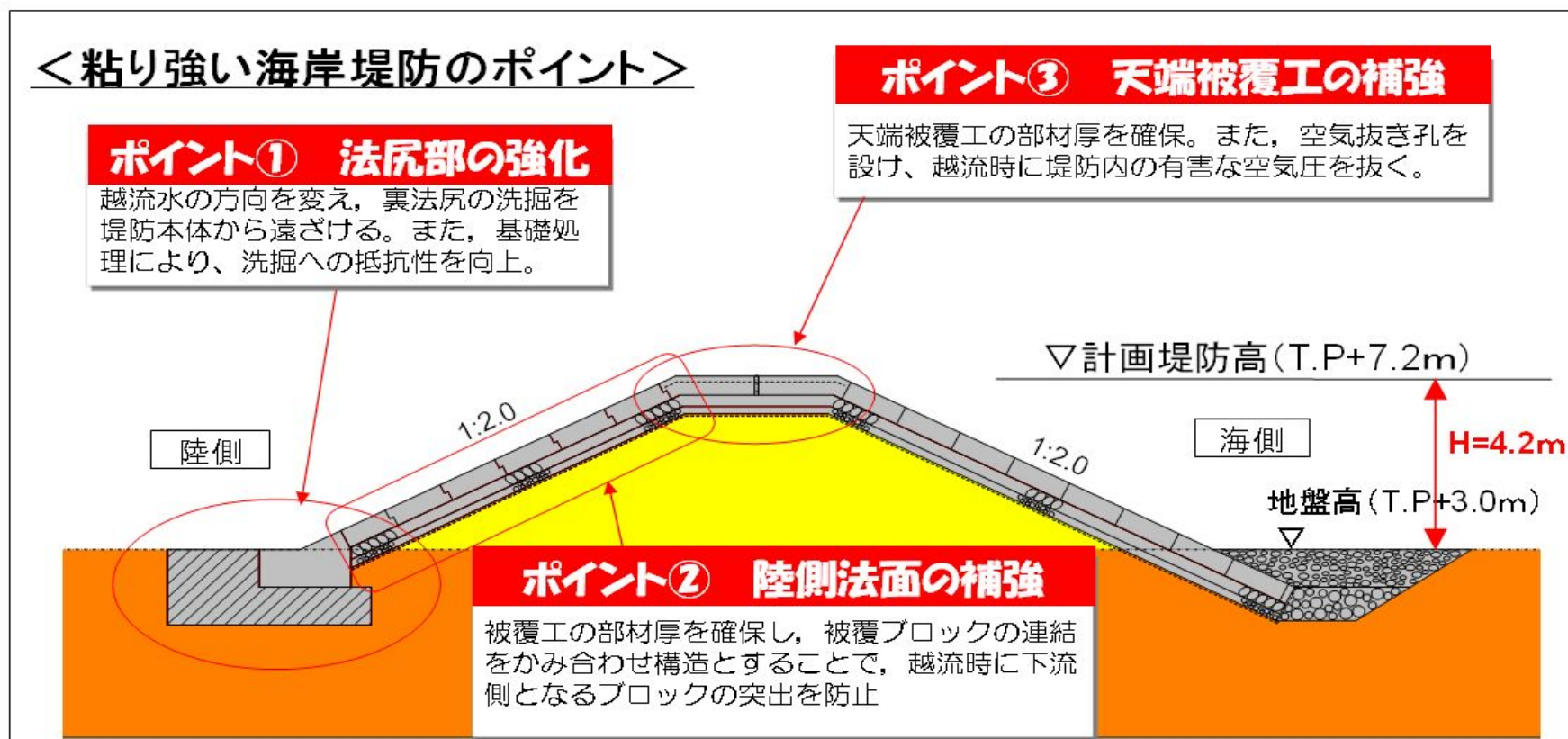


観光エリア



■ 粘り強い構造とすることで、L2津波の到達時間の遅延や浸水域や浸水深の減少の効果により、背後地の被害を軽減

粘り強い海岸堤防の構造例



粘り強い構造は越流しても絶対壊れないことを保証するものではない

L2津波に対する海岸堤防の減災効果

- 海岸堤防は、L2津波が越流開始直後に全壊した場合でも、L2津波に対する減災効果(浸水の軽減、津波到達の遅延)を発揮。
- L1津波の高さ+粘り強い構造とすることで、L2津波に対しても大きな減災効果が期待される。

海岸堤防の有無による津波浸水の違い

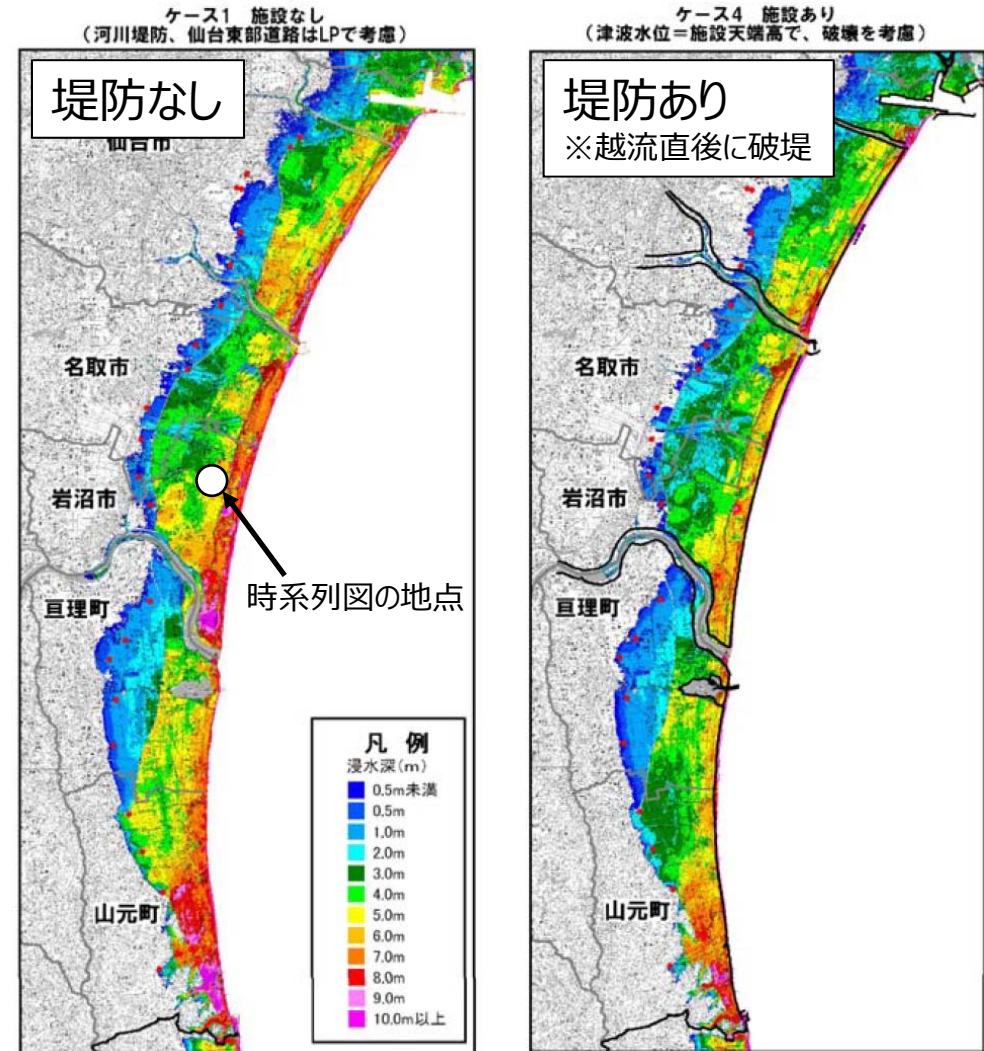
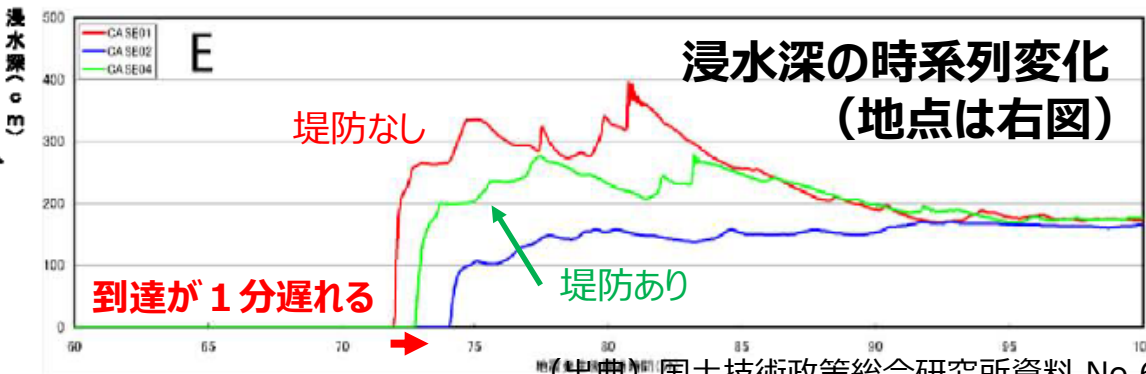
➤ 東北地方太平洋沖地震津波を再現した計算
(海岸堤防の高さ等は被災前の状態)

○津波による浸水の軽減

浸水面積 (km ²)	堤防なし	堤防あり
全体	194.2	183.2
浸水深5m以上	83.1	56.1

浸水深5m以上の面積が約30%減少

○津波到達時間の遅延



津波防災地域づくりの取組状況 (平成29年12月11日現在)

津波浸水想定の設定

設定済みの道府県名	設定日
茨城県	平成24年 8月
青森県 (下北八戸沿岸の一部)	平成24年10月
徳島県	平成24年12月
高知県	平成24年12月
宮崎県	平成25年 2月
青森県 (陸奥湾、下北八戸沿岸の残部)	平成25年 2月
熊本県	平成25年 4月
岡山県	平成25年 4月
和歌山県	平成25年 4月
広島県	平成25年 4月
香川県	平成25年 4月
愛媛県	平成25年 6月
大阪府	平成25年 8月
静岡県 (遠州灘、駿河湾沿岸、伊豆半島沿岸の一部)	平成25年11月
山口県 (瀬戸内海沿岸)	平成26年 1月
兵庫県 (阪神、淡路、神戸、播磨地域)	平成26年 3月
大分県	平成26年 3月
長崎県	平成26年 4月

設定済みの道府県名	設定日
鹿児島県	平成26年 9月
愛知県	平成26年11月
青森県 (津軽、陸奥湾沿岸、下北八戸の一部(変更))	平成27年 3月
山口県 (日本海沿岸)	平成27年 3月
沖縄県	平成27年 3月
三重県	平成27年 3月
神奈川県	平成27年 3月
佐賀県	平成27年 7月
静岡県 (伊豆半島沿岸の一部)	平成27年 8月
福岡県	平成28年 2月
山形県	平成28年 3月
京都府	平成28年 3月
秋田県	平成28年 3月
北海道 (日本海側)	平成29年 2月
島根県	平成29年 3月
富山県	平成29年 3月
石川県	平成29年 5月
岐阜県	平成29年 7月
新潟県	平成29年11月

津波災害警戒区域の指定

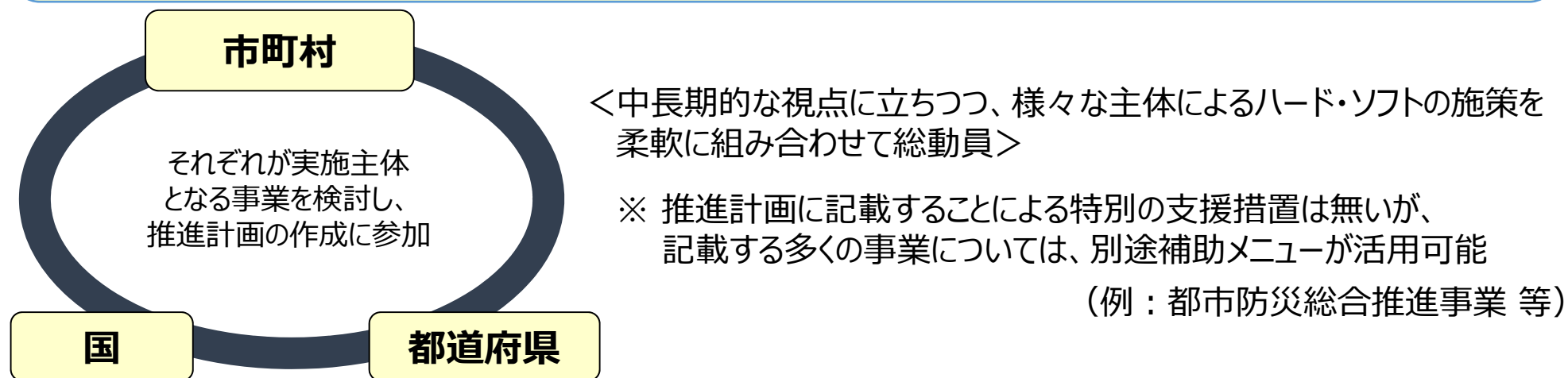
指定済みの府県名	指定日
徳島県	平成26年3月
山口県 (瀬戸内海沿岸)	平成27年3月
山口県 (日本海沿岸)	平成28年2月
静岡県 (東伊豆町、河津町)	平成28年3月
和歌山県 (19市町)	平成28年4月
長崎県	平成29年3月
京都府	平成29年3月

津波防災地域づくり 推進計画の作成

作成済みの市町村名	作成日
静岡県 焼津市	平成26年3月
静岡県 浜松市	平成26年4月
和歌山県 串本町	平成27年3月
宮崎県 宮崎市	平成27年3月
静岡県 磐田市	平成27年11月
愛知県 田原市	平成28年5月
宮崎県 日向市	平成28年6月
静岡県 静岡市	平成29年3月
静岡県 伊豆市	平成29年5月

※ 津波浸水想定の設定日は「津波防災地域づくりに関する法律」第8条第4項に基づく国土交通大臣への報告日による

- 市町村単独でなく、国・都道府県等と連携することにより、津波防災を効率的かつ効果的に推進。
- 市町村が実施する施策だけでなく、国や都道府県等が実施する施策を含めた全体像やその進捗について市民等にわかりやすく提示。
- 推進計画の作成過程に参画してもらうこと等によって、津波防災地域づくりに関する計画的な取組を住民に知ってもらい、自助・共助・公助の連携による津波対策を推進。
- 津波災害に強い地域づくりについての前向きな姿勢と具体的な姿を示し、住民や企業の不安を払拭。



将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくり

(推進計画)

第十条 (中略)

- 三 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項であって、次に掲げるもの
 - イ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設の整備に関する事項
 - ロ 津波防護施設の整備に関する事項
- 八 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する市街地再開発事業その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
- 二 避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項
- ホ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。第十六条において「集団移転促進法」という。）第二条第二項に規定する集団移転促進事業（第十六条において「集団移転促進事業」という。）に関する事項
- ハ 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第五項に規定する地籍調査（第九十五条において「地籍調査」という。）の実施に関する事項
- ト 津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間資本、経営能力及び技術的能力の活用の促進に関する事項

海岸法 抜粋

(協議会)

第二十三条の二 海岸管理者（第六条第一項の規定により海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行する主務大臣を含む。）、国の関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、**海岸保全施設とその近接地に存する海水の侵入による被害を軽減する効用を有する施設の一体的な整備その他海岸の保全に関し必要な措置について協議を行うための協議会**（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、**学識経験を有する者その他の協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。**

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

津波防災地域づくり法 抜粋

(協議会)

第十一条 推進計画を作成しようとする市町村は、**推進計画の作成に関する協議及び推進計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会**（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 推進計画を作成しようとする**市町村**

二 前号の市町村の区域をその区域に含む**都道府県**

三 **関係管理者等その他前条第三項第三号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者**

四 **学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者**

(中略)

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

今後の津波防災地域づくりは、下記留意事項を考慮して、地域に応じた検討がなされるべきではないか。

1. 想定される外力

- (1) 津波の到達時間
- (2) 津波高 等

2. 沿岸部の土地の状況

- (1) 海岸の形状（長大な砂浜、リアス式海岸 等）
- (2) 陸側の地形（平野、丘陵地が近接 等）
- (3) 土地利用と生業（住宅、農地、工場、漁港 等） 等

3. 社会的制約

- (1) 予算
- (2) 土地利用の変更、公共施設、重要施設等の施設の再配置
- (3) 既存のまちづくりに関する計画、地域防災計画との整合 等